

PDCA サイクルプロセスからみた 計画的課題と相互学習事項

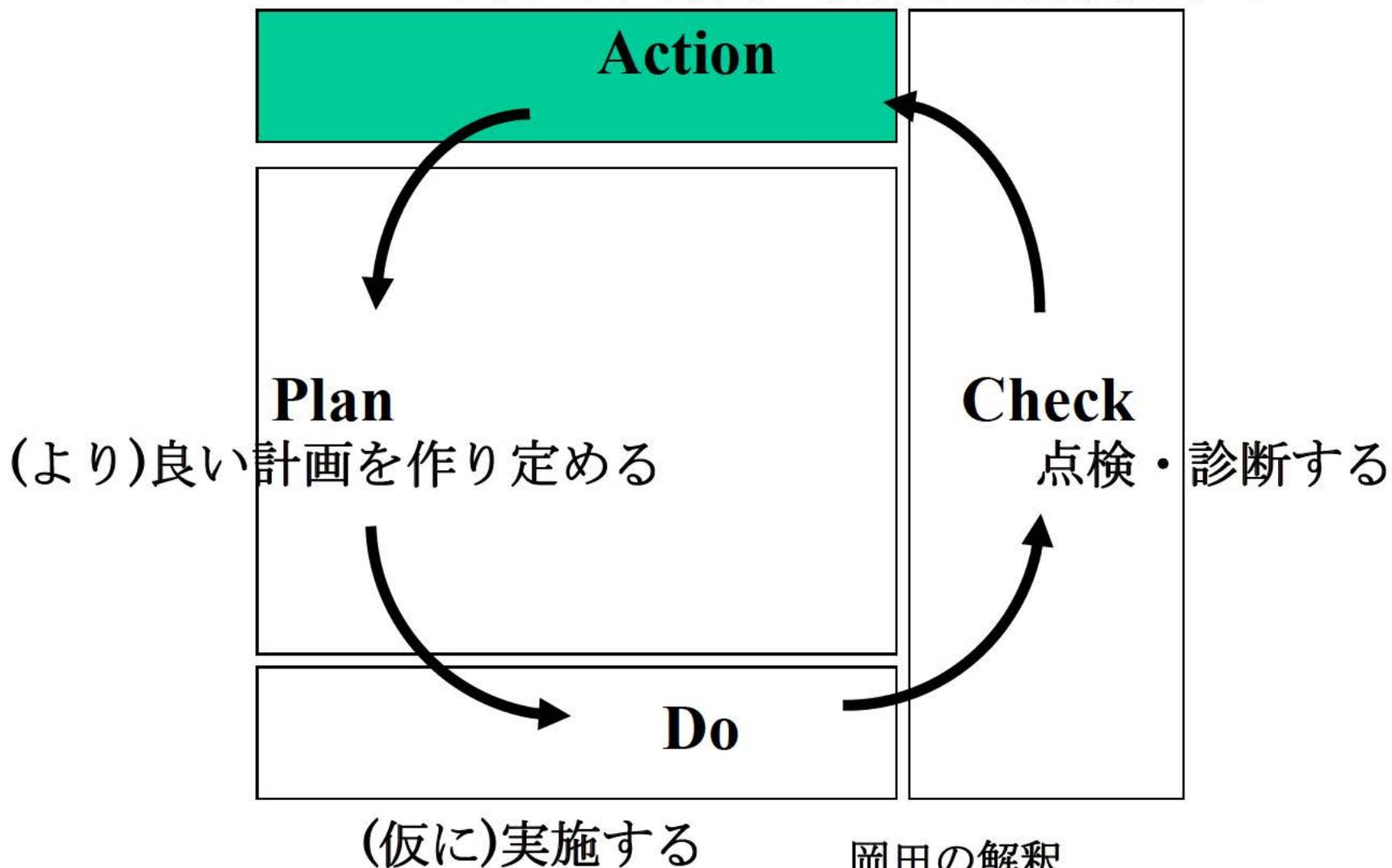
委員 岡田憲夫

PDCAの本領が試される
段階に入った

委員会と管理者とは、PDCAによる
第二段階の相互学習過程に入っ
たはずである

PDCA サイクル(循環)プロセス

現状で改善工夫し、政策・対策に変更が必要なら、計画の場作りを再設定する



岡田の解釈

委員からの意見

宮本委員長

- 「原案」P1に「計画の内容については、「Plan」、「Do」、「Check」、「Action」のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。」と記述されている。
- このシステムを行っていく上での重要なポイントは、事業者自からによる点検のみではなく、第三者機関である流域委員会の意見を聴くことである。
- 事業者の行っていることは正しいとして、第三者機関の意見を真摯に受け止めないのなら、このシステムはまったく機能しない。
- テクニカルな制度構築の議論の前に、自ら実施した事業を「見直す」、「修正する」、場合によっては「取りやめる」ということを行うという基本的な姿勢を明確にする必要がある。
- そして、事業者が第三者機関の意見を適切に反映しなければ、事業を継続的に実施できないスキームの構築が必要である。

DOへむけての時間的試金石

- 数ヶ月から半年以内
- 1年
- 5年 事業評価のチェックポイント
- 10年
- 20年
- 30年

起こり得るかもしれない社会的状況
の変化

PDCAの本領

- PDCAの各プロセスに各自が何らかの形で参加する
(参加できる)
- 時間的に循環し続けてこそ生きるPDCAサイクル
→計画(Plan)の前にある診断(Check)と(小さな)改善
行動(action)が実は要めを握る
- 現状を変えようという意思と不確実の中での最も有望
な対策を計画(Plan)して、それを実行(Do)してみる→
うまくいかなければそのネックを診断(Check)して、改
善行動(action)を図り、それを計画(Plan)に戻す

主幹行政部局主導型PDCA

各自=河川管理者,都道府県・市町村首長,市民(住民・企業),専門的知識提供者,メディア等

-主幹的役割(瑕疵責任),副次的役割(瑕疵責任), アドバイスの役割,監視的役割,観察者の役割

-説明責任と透明性

20-30年という計画対象期間

- 自然のリズムと付き合いながら取り組む河川計画整備の息の長さ→50-100年の視野が求められる
- しかし20-30年は短いようでそれなりに長い
- しかも社会の変化や潮目のときは大枠が変わりうることに順応できるPDCAサイクルのマネジメントが求められる
- 残念ながら現在の法定計画制度はそこまで整備されていない

PDCAサイクルのタイプの分類

- (H)水平的タイプ
(V)垂直的タイプ
- (S)計画の大枠が変わっても順応できるタイプ (T)計画の大枠は変えず、小枠のところを微調整するタイプ



Sも取り込んだ方向への転換が必要であるが、制度的限界もある。→「権限が及ばないところの変化(変更)は、受身的にならざるを得ない。」(という盾をとっている?)

複数の代替案とその組み合わせが対等にまな板に上がることができるか？

- ダム方式 対 堤防整備方式
- できればそうなった方が良い
 - 今でもすぐにそうすべき
 - 今はまだそこまで両者は対等に扱えない
 - 技術的熟度、計画技法的・制度的未整備、時間的即効性
- むこう20-30年、はたしてそれで済ませられるのか？
 - そうではないと考える(岡田の意見)
 - 複数の代替案が(それなりに)対等なレベルで検討・評価できることに向けての河川管理者が主導するPDCAサイクル (Tタイプ)が試行されるべき(岡田の意見)→これがSタイプのPDCAサイクルづくりにつながる

これまでの慣性軸から新しい変革軸 に軌道修正する

- 水需要充足方式(これまでの慣性軸)
対
水需要管理(新しい変革軸)
- 権限の範囲内で意思を持てば変えられることから始める
- 小さな変革のための成功モデルづくりに向けての河川管理者が主導するPDCAサイクル (Tタイプ)が試行されるべき(岡田の意見)
→これがSタイプのPDCAサイクルづくりにつながる

PDCAは、社会的にどのような選択が結果的に「成り立つか」を検証するプロセスでもある

- 河川管理者だけを批判するのでは、健全で建設的な対案や「新しい方向性」は実現できない
- 市民も府県・市町村の首長も、議員も、それぞれの立場で「新しい方向性」の選択が可能になるような環境・態勢づくりを行うべきである。
- 「新しい方向性」を選択すべきではないとする立場は当然ありうる。どちらが「正しい」ということではない。
- 最後は社会的にどのような選択が「成り立つか」ということであろう。